平成２５年（フ）第１９号
大分県宇佐市大字尾永井1053番地の１
債務者　土谷スナ子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
宮崎市大字恒久6772番地１　白樺荘６号
債務者　楠元　修一
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９号
鹿児島県霧島市国分新町２丁目12番39号、申立時の住所鹿児島県霧島市溝辺町崎森2800番地25
債務者　冨吉　郁子（旧姓中丸）
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
岩手県北上市大通り３丁目７番28―403号リジェールロワイヤル、前住所岩手県北上市さくら通り４丁目９番12号　レオパレスクオリア209号室
債務者　小林　里実
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第９号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町２番地３　鈴木コーポ201号
債務者　半澤　修一
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５３号
秋田市新屋天秤野６番４号　サンリバーＤ102号
債務者　大谷　祐太
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
秋田市御野場７丁目１番26―201号
債務者　中西　　眸
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２００号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目21番４―201号
債務者　楠田　進久
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４号
愛媛県宇和島市長堀３丁目５番６号
債務者　石橋ひろみ
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４２号
福岡県嘉麻市上山田531番地21　ケアハウスやまだきしろ
債務者　白土さよ子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５３号
宮崎県都城市西町3480―１　レオパレスプルメリアⅡ102号、住民票上の住所宮崎県日向市大字富高6370番地　メゾンプランタン202号
債務者　本田　一生
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第６４号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目35番２号みのり荘101
債務者　中間　真樹
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２９号
石川県小松市川辺町３番地69、従前の住所石川県能美市大浜町井29番地１　駅西ハイツ１号館・101号・石川県能美市大浜町フ42番地５
債務者　渡會　秀和
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第８９号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目７―５―501、住民票上の住所兵庫県伊丹市大野１丁目23番地２ライオンズマンション伊丹ガーデンシティ308号
債務者　川田　清一
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１０３号
兵庫県宝塚市米谷２丁目２番22号ビーコート清荒神５号
債務者　山本　　修
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２１５号
兵庫県西宮市上田東町４番79―201号、前住所兵庫県西宮市今津巽町７番１―712号
債務者　八重尾貴代（旧姓水谷）
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２２号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目19番14号
債務者　祷　　英二
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係